

研究紀要

第28号

加曾利B1式の横帯文系紐線文土器について

大屋 道則
上野真由美

西関東における高井東式土器の研究

古谷 渉

磨製石斧の材料と加熱処理

大屋 道則

埼玉県内の北陸系弥生土器－池上・小敷田遺跡を中心に－

魚水 環

大木戸遺跡の方形周溝墓

福田 聖

水晶製勾玉の製作とその工程

上野真由美
大屋 道則

川越田遺跡の手捏ね土器と祭祀（2）

福田 聖
赤熊 浩一
岡本 千里
澤口 美穂
大屋 道則

古墳時代後・終末期における一墳丘複数埋葬古墳について（1）

青木 弘

古代瓦葺き寺院の衰退－国分寺創建後の寺院像を瓦から考える－

星間 孝志

2014

公益財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団



1 高井東式 羽状沈線（在地）表



2 高井東式 羽状沈線（在地）裏



3 高井東式 波状緑隆帶文（在地）表



4 高井東式 波状緑隆帶文（在地）裏



5 高井東式 波状緑隆帶文（搬入品）表



6 高井東式 波状緑隆帶文（搬入品）裏



7 安行1式 带繩文系（搬入品）表



7 安行1式 带繩文系（搬入品）裏

上段：前原遺跡出土遺物

下段左：前原遺跡勾玉未製品集中一面 右：同二面



上段：反町遺跡出土遺物 中段左：反町遺跡 SJ48 勾玉未製品集中 同右：同 SJ48 遺物出土状況 卷頭図版 3
下段： 1：剥離痕 2：敲打痕 3：敲打研磨痕 4：同（腹部） 5：同（面取り） 6：穿孔痕



目 次

卷頭図版

序

- 加曾利B 1式の横帯文系紐線文土器について 大屋道則 上野真由美 (1)
- 西関東における高井東式土器の研究 古谷 渉 (29)
- 磨製石斧の材料と加熱処理 大屋道則 (45)
- 埼玉県内の北陸系弥生土器—池上・小敷田遺跡を中心に— 魚水 環 (49)
- 大木戸遺跡の方形周溝墓 福田 聖 (61)
- 水晶製勾玉の製作とその工程 上野真由美 大屋道則 (73)
- 川越田遺跡の手捏ね土器と祭祀 (2)
..... 福田 聖 赤熊浩一 岡本千里 澤口美穂 大屋道則 (95)
- 古墳時代後・終末期における一墳丘複数埋葬古墳について (1) 青木 弘 (115)
- 古代瓦葺き寺院の衰退—国分寺創建後の寺院像を瓦から考える— 昼間孝志 (131)

水晶製勾玉の製作とその工程

上野真由美 大屋道則

要旨 埼玉県桶川市の前原遺跡と東松山市の反町遺跡から検出された古墳時代前期の水晶製勾玉製作関連遺物を分析し、その製作工程、製作過程を検討した。また、時代背景の中に遺跡の位置づけを行った。

遺物の製作工程については、1：未調整、2：剥離、3a：敲打・粗目研磨a（D字成形）、3b：敲打・粗目研磨b（C字成形）、4：穿孔、5：敲打・粗目研磨c（勾玉形整形）、6：光沢研磨に分けた。更に、各工程に帰属する遺物について、途上品、終了品、破損品、保留品、廃棄物を弁別し、一回起的な製作の実態と、ヤマト王権との関係についても推定した。なお、緑色凝灰岩製の管玉は別途検討する。

はじめに

2006年に行われた発掘調査によって、埼玉県東松山市反町遺跡から水晶を原材料とした勾玉製作に関する遺構と遺物が検出された。これは古墳時代前期のものとしては初出例であり、翌年2007年に日本考古学協会でその概要を報告した（上野他2007）。同2007年に桶川市前原遺跡からも同様な例が検出され、前原遺跡は2010年に、反町遺跡は2012年にそれぞれ報告書を刊行し、資料を公表した（上野他2010、2012 卷頭図版2、3）。

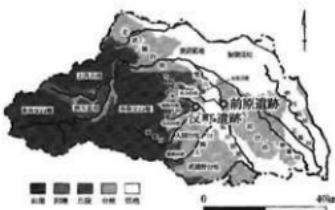
協会発表及び二遺跡の報文中では、玉類の製作について検討が不十分であり誤りも見られたため、今回、再考する事とした。

なお、両遺跡共に緑色凝灰岩製の玉類も検出されているが、今回は取り上げていない。

1 遺跡の位置と概要

前原遺跡は埼玉県桶川市に、反町遺跡は東松山市に所在する。いずれも古墳時代前期の集落跡で、前原遺跡では1軒（水晶・凝灰岩）、反町遺跡では2軒（1軒は水晶・凝灰岩、1軒は凝灰岩のみ）の製作跡が検出されている。両遺跡の中間やや反町遺跡寄りには、管玉未製品を大量に出土した正直（しょうじき）遺跡、正直遺跡の北西約7kmには緑色凝灰岩の産地（葛袋：くずぶくろ）が所在する。水晶については、周辺に大型結晶の産地はない。

第3図に反町遺跡、第4図に前原遺跡の全測図をそれぞれ示した。



第1図 埼玉県の地形と遺跡の位置



第2図 遺跡周辺の地形

2 概念規定と課題

玉類の製作に関する考古学的な取り扱いは、1966年に刊行された寺村光晴の『古代玉作の研究』によって、体系的な取組として定式化された。基本的にはこの枠組みを踏襲する形で、今まで50年間に亘って研究が進められてきた。

前原遺跡、反町遺跡から出土した関連遺物の報告に際してもこの枠組みを踏襲したが、その一部は研究史的な枠組みとは必ずしも合致しないので、予め概念規定を示すと共に、研究史上の課題の一部についても言及した。

なお研究史については、河村（2010）、米田（2013）が詳しい。

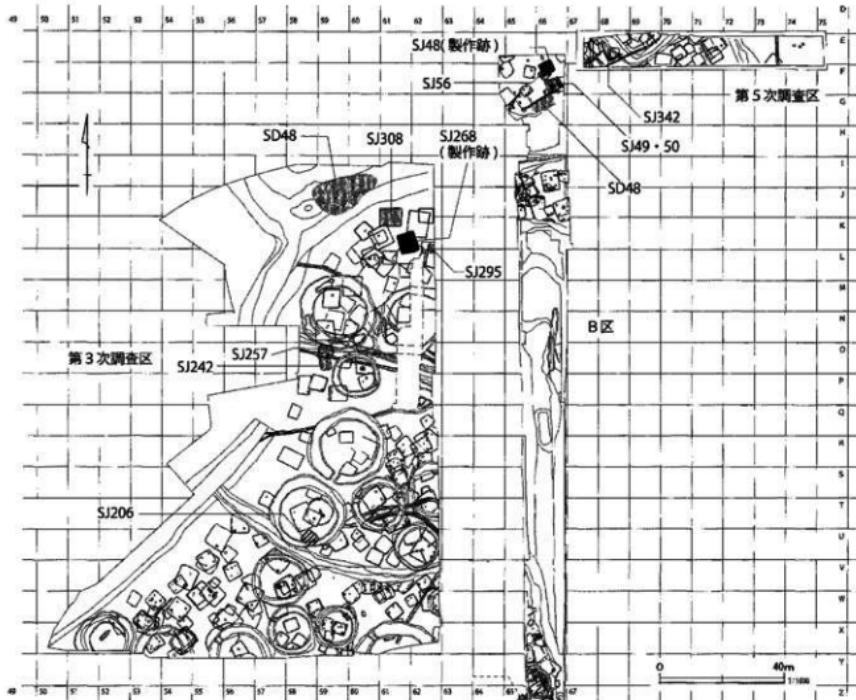
2-1 概念規定

まず、概念規定を示す。

勾玉の製作：現存的な表現である石器作りや土器作りに対して、過去を対象とした考古学的表現は、「石器製作」や「土器製作」であるのでは、ここでは「玉作」や「玉作り」ではなく、「勾玉の製作」や「勾玉製作」を使用した。

製作者と製作場：勾玉の製作者と製作場所についても、定義が不明確な「工人」「工房」ではなく、「製作者」「製作跡・製作場所」を使用した。

単位動作：「対象に対して変形が加わること」として理論的に把握可能な最小単位の動作、すなわち、一回の剥離、一往復の砥石の動きなどを指す。



第3図 反町遺跡玉製作関連部分の全測図

遺物の観察から、単位動作の全てを識別できるわけではない。

手法、製作手法：個体毎の具体的な製作手順を示すものである。理想的には、出発点である原材料の諸属性、途中の単位動作の連続、そして終着点である製品の諸属性として定義される。

技法、製作技法：他の技法と弁別される事で認識可能であり、個体毎の製作手法から抽象化して共通点として設定されるものである。理想的には、出発点である原材料の諸属性、途中の工程の連続、そして終着点である製品の諸属性として定義される。また、工程のまとまりとしても定義される。

工程、製作工程：前後の工程と弁別される事で認識可能であり、個体毎の製作手法から抽象化して共通点として設定されるものであって、この工程が実施されている各個体の製作手法を包括するものである。具体的には、単位動作のまとまりと

して定義される。また、技法の構成要素としても定義される。

製作過程：製作工程は労働対象に重点を置いた捉え方であり、製作過程は労働主体に重点を置いた捉え方である。また、その遺跡内で通時的に生起した事柄の記載に使用する場合もある。

原料：製品のもとになる労働対象であって、運輸労働以外の労働が対象化されていないもの。

材料：製品のもとになる労働対象であって、運輸労働以外の労働も対象化されているもの。

原材料：原料と材料を一括した名称で、両者の区別が付けがたい場合に使用する。

研磨：製作途上の遺物に残された研磨の痕跡は、ややきめが粗くザラついており、光沢は見られない。これを粗目（ザラメ）研磨と呼び、光沢研磨とは区別する。粗目研磨が進むと、敲打痕が除去されてやや平滑に見える。

2-2 遺物の工程内位置

玉類の製作に関連した遺物を取り扱う際には、どの工程に関連するのかを表現する事が通例となっている。たしかにその遺物が「研磨」工程に関連するという記載は必要であるが、それと同様に「研磨中」なのか、「研磨が終了」して次の工程待ちか、「研磨中に破損」して廃棄されたものか、と言う判断も重要である。

遺物の状態に関する具体的な可能性としては、以下の五類型が考えられる。

途上品：ある工程の途上で何らかの理由によって製作が中断されたまま、今日まで残されたもの。

破損品：製作の途中で破損し、製作を進める事が無意味になって中断されたもの。

終了品：ある工程が終了し、次の工程が実施されるのを待ったまま、今日まで残されたもの。なお、終了品の特殊な形態として、「完成品」や「製品」が存在している。完成品は、最終工程の終了品であり、未だ工程内にとどめられているものを指し、工程外に搬出された場合に製品とする。



第4図 前原遺跡の全測図

保留品：廃棄するほどではないが、必ずしも状態が良好ではないため、工程の中にとどめる事を一旦保留し、工程から外したもの。作業の進捗状況によっては、再度工程内に戻され使用される事もあり得る。

廃棄物：不要となった副片類などである。

工程に関連した遺物は、この五類型（途上品、破損品、終了品、保留品、廃棄物）に分類可能である。各類型は、同一の工程に関連する場合であっても、そこに残されている意味が大きく異なっている。遺物が何故そこに存在しているかを考えるためにには、工程分類だけでは不十分であり、このような工程内位置の分類が必要である。

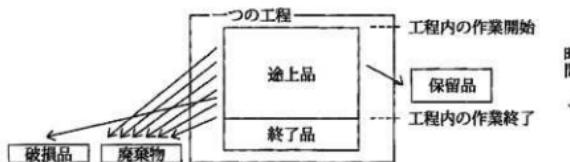
従来の報告・研究でも工程の復元は比較的重要視されていたが、組成（工程内位置と数量）の分析は今後の課題である。

2-3 工程の名称

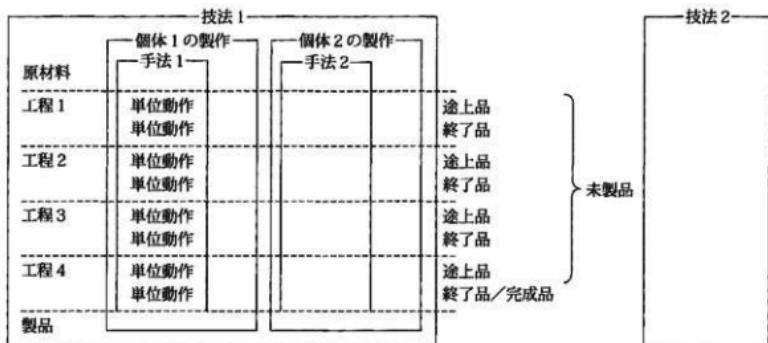
寺村による管玉と勾玉の製作工程は、「荒削」「形削」「側面打裂」「研磨」「穿孔」「仕上げ」として定式化されている。この中で、「荒削」「形削」「仕上げ」は抽象的な、「側面打裂」「研磨」「穿孔」は具体的な概念である。

1976年に河村が指摘したように、実際に一群の遺物を観察し、その工程を認定する際には、加工の種類と施されている部位を明確化した上でこれを工程として配列し、その後に加工目的を議論するべきであろう。「荒削」や「形削」という目的的・概念では分類時の恣意性が高くなり、他者による識別に支障を来す。管玉の製作工程を分析する際にはこの図式は比較的有効であったが、それをそのまま勾玉に適用するのは困難であると共に、時として遺物の詳細な分析の障害となる場合もある。

例えれば、柱状結晶の水晶と板状で産出するメノウについて、同じような意味で荒削という工程を見出す必要はないであろう。



第5図 工程内での遺物の位置付け



第6図 用語の概念規定と図式化

3 遺物から見た製作工程

次に、既報告の前原遺跡と反町遺跡での水晶製勾玉の製作工程に関する記載について、その問題点を整理し再検討を行った結果を示す。

3-1 報文中での記載

報文中では、水晶製勾玉の製作工程について以下のように推定した。

- ①荒削：原石である六角柱体の結晶から、板状に加工するまでの工程
- ②形削：荒く削れた板状の未製品に大まかな調整を加えて形を整える工程（前原）
結晶体の先端部や表面の角部分を打ち削ったものを、板状に大まかな調整を加えて形を整える工程（反町）
- ③調整：細かな調整や、敲打によって半円形など勾玉の原型を作り出す工程
- ④研磨・穿孔：全体を研磨し、穿孔を加え仕上げる工程

これは、従来研究の成果を援用し、検出された遺物群に対して当てはめたものであった。荒削と形削は抽象的な概念であり、調整と研磨・穿孔は具体的に遺物に残された痕跡から弁別できる概念である。報文中では荒削と形削として資料を例示したが、明確な基準によるものではない。また、遺物表面に細かい敲打痕が認められた事から、「側面打裂」については、「調整」として「細かい剥離」、「敲打」の痕跡が見られるものを一括した。更に、頭部が残存していない勾玉形の破損品については、穿孔の有無が判断できなかったため、「穿孔」と「仕上げ」を一括して「研磨・穿孔」とした。

第1表 報文中的工程名称

寺村の工程名称	報文中での名称
1 荒削	1 荒削
2 形削	2 形削
3 側面打裂	3 調整
4 研磨	4 研磨・穿孔
5 穿孔	
6 仕上げ	

3-2 今回観察した痕跡と推定した工程

前原遺跡から出土した遺物の観察を行うとともに、反町遺跡から出土した遺物を補助的に用いて、製作工程を見直した。

- ①水晶製遺物の表面に見られる製作の痕跡は、剥離痕、敲打痕、粗目研磨痕、穿孔痕の五種類である。
- ②原料水晶の中には未調整のものが含まれており、剥離痕以前に未調整が存在している。
- ③剥離は、略D字形を目指して行われており、剥離のみで、敲打痕、研磨痕などが見られない個体が多く存在している。
- ④報文中では、敲打を「3：調整工程」に、研磨を「4：研磨・穿孔工程」にそれぞれ分類したが、敲打痕と粗目研磨痕は不可分に共存しており、同一の工程で実施されていると考えられる。
- ⑤穿孔が見られる個体の表裏面には敲打痕・粗目研磨痕が見られた。
- ⑥面取りが部分的に見られる個体でも光沢を帯びた研磨ではなく、光沢研磨が存在しているとすれば、最終段階である。
- ⑦以上から、暫定的に第2表の工程を想定した。
- ⑧この表では、C字形の抉り込みがどの工程でなされたか不明確である。
- ⑨敲打痕と粗目研磨痕がほぼ全面に見られる略形の遺物にはC字形の抉り込みが見られないので、C字形の抉り込みを入れる工程は、「3. 敲打・粗目研磨痕」と「4. 穿孔痕」の間か、あるいは、「4. 穿孔痕」と「5. 光沢研磨痕」の間のいずれかである。
- ⑩「敲打・粗目研磨痕」の見られる個体を観察す

第2表 製作痕跡と暫定的な工程

順番	痕跡	工程
1	未調整	未加工
2	剥離痕	剥離
3	敲打・粗目研磨痕	敲打・粗目研磨
4	穿孔痕	穿孔
5	(光沢研磨痕)	(光沢研磨)

第3表 遺物からの観察事項と工程の名称

寺村の名称	報文中名称	見出された痕跡	今回の工程名称	具体的な行為
		0 (未認識)	0 未認識	0 自然状態の分布
		1 未調整	1a 探索 1b 採取 1c 運搬	1a 資源として探索 1b 採取 1c 製作場所への運搬
1 荒削	1 荒削			
2 形割	2 形割			
3 側面打裂	3 調整			
4 研磨		2 剥離痕	2 剥離	2a 主要剥離面のみ 2b 二次調整
5 穿孔	4 穿孔・研磨	3 敲打・粗目研磨痕 4 穿孔痕 5 敲打・粗目研磨痕 6 光沢研磨痕	3 敲打・粗目研磨 4 穿孔 5 敲打・粗目研磨 6 光沢研磨	a 3a D字形版に成型 b 3b C字形版に成型 4 穿孔 5 勾玉形に面取り整形 6 表面に光沢をつける
6 仕上げ				

ると、面取りが行われているものと、行われていないものの二種類が見られ、両者は、別工程に由来すると考えられる。

- ⑪「穿孔痕」が見られる個体で、面取りが行われていないものが見られた。
- ⑫⑬～⑭から「敲打・粗目研磨痕」は二つの工程に分かれ、それぞれが「穿孔痕」の前後に位置すると考えられる。
- ⑮穿孔後の工程は従来は「仕上げ」とされていたが、穿孔時には未だ板状であるため、勾玉形をした板状の形態から面取り整形をして勾玉形にする工程と、もしも実施されているとすれば、光沢研磨の工程に分けて考えられる。
- ⑯反町遺跡の資料を援用すると、第8図17について、全面に「敲打・研磨痕」が見られ、穿孔と面取りが行われておらず、かつ、抉り込みの敲打の痕跡が認められるので、C字形の抉り込みを入れる工程は、敲打・粗目研磨の後で、かつ穿孔前に来ると考えられる。

- ⑰また、C字形の抉り込みを入れる方法は、剥離ではなく、敲打・粗目研磨であると考えられる。ただし、当初は敲打・粗目研磨が、最終的には粗目研磨が行われる。
- ⑱以上から、前原遺跡、反町遺跡での水晶製の勾玉製作の工程を第3表のように想定した。
- ⑲表では未着手の段階も工程として分類した。

4 各工程の状況

統いて、各工程に関連すると考えられる遺物について、観察結果を示した。

4-1 1：未調整（第7図1～3）

前原遺跡では3点検出されており、量的には決して多くないが、人為的な剥離痕を持たない水晶原石が確実に存在していた。第7図3は、小さすぎて使えなかったと考えられる。1、2は次工程に使用可能である。反町遺跡では未検出である。

4-2 2：剥離（第7図4～22、第8図1～14）

前原遺跡では終了品と考えられるものが10点、反町遺跡でも終了品5点、途上品2点（第8図1、7）の合計7点見られ、剥離のみの資料が最も多く検出された。

前原遺跡では保留品が6点、破損品が1点、反町遺跡では保留品が2点、破損品が1点見られた。

廃棄物の中には、先端の六角錐を剥がしたもの、結晶表面を剥がしたもの、夾雜物を多く含む部分を剥がしたものなども見られた。

この工程には、晶洞から柱状結晶を折り取る際に生じる、「結晶基部の剥離痕」を持つものも含まれてしまう可能性がある。

剥離の工程内にあるものについては、ほぼ全てが次の工程に進むと考えられる終了品で、多くのものが既にD字状を呈しており、左側面の直線部分は自然面を利用したものが多かった。

4-3 3a：敲打・粗目研磨a (D字形・非面取り)

(第7図23~27、第8図15、16)

前原遺跡では途上品が3点、終了品が1点(第7図24)合計4点あり、敲打と研磨の片方のみが施された資料は見られず、敲打が見られるものは研磨も見られた。反町遺跡では検出できなかった。破損品はそれぞれ多少検出され、前原遺跡の第7図17では破損後に稜線の一部が研磨されており、延石の調整などに使用された可能性が考えられる。

敲打のみの資料が見られないことから、敲打と研磨は同一の工程の中で交互に行われていると考えられた。僅かに敲打が見られる資料からも、研磨の痕跡が見出された。

敲打と剥離の前後関係は、偶発的に生じたと考えられるものを除外すれば、原則として剥離が先行し、その後に敲打が見られた。

敲打と研磨の前後関係は、基本的には敲打の後に研磨が見られた。

敲打・研磨面の状況は、全ての工程について、以下の五種類に分類できた。

1. 未研磨で敲打のみ。該当部分が白色化。部分的にしか見られない(写真1)。
2. パーカッションマークが明瞭に認められる研磨(写真2)。
3. かなり削り込まれ、パーカッションマークが痕跡程度しか見えない研磨(写真3)。
4. パーカッションマークが見られないスリガラス状の研磨(写真4)。
5. (可能性としては製品の光沢面)

この中で、当該工程では1~4が見られた。

敲打・粗目研磨が施された遺物を観察すると、いずれも、選択の結果として夾雜物が少ない部分が使用されている。それ以前の工程で夾雜物が含まれる部位は排除され、透明で夾雜物をほとんど含まない部分のみが、勾玉として使用されたものであろう。

形態はD字状を呈しており、直線部分は勾玉の

腹に、曲線部分は勾玉の背に相当する。剥離でも意識されていたが、敲打・研磨が進んだ資料では、上は厚く下は薄い形状が明瞭になっている。これは勾玉の頭は径が大きく、尾は径が小さいという該期の勾玉の形態を反映していると考えられる。

大きさは、二~三分された。

作業の進捗と作業部位との関係については、敲打・研磨の開始時点では、主として表裏面に敲打と研磨が見られ、敲打・研磨が進んだ資料では、表裏面と腹面の全面に敲打と研磨が見られ、いずれも平面に近い緩やかな曲面に作り上げられている。敲打・研磨がかなり進んだ資料では、表裏面、腹面、背面の最凸部はかなりパーカッションマークが残った研磨であり、背面上下端部はパーカッションマークが見られない研磨が、背面最凸部の前後ではパーカッションマークがかなり磨り減った研磨が行われている。

4-4 3b：敲打・粗目研磨b (C字形・非面取り)

(第7図28、第8図17~19)

前原遺跡では破損品が1点、反町遺跡でも破損品が3点見られた。割れ面以外の全面に敲打・研磨痕が見られた。面取りは見られなかった。

第8図17については、製作中に敲打によって破損した可能性も考慮したが、割れ面の観察から、既に敲打研磨によってC字状の形態を呈していたと判断した。

4-5 4：穿孔 (第7図29、第8図20)

前原遺跡では破損品が1点、反町遺跡でも破損品が1点見られた。前原遺跡例では、表面は破損による剥離面を除けば敲打と研磨が施されていた。ただし、全面が一律な研磨ではなく表裏面はパーカッションマークを明瞭に残した粗い研磨が見られ、背面はパーカッションマークがかなり削り取られたより進んだ粗い研磨が見られた。腹面は破損により存在していなかったので不明であった。

表裏面と背面で研磨の具合に差が認められた理由として、以下の事が考えられる。表裏面の調整

	出土品・終了品	保管品	破損品	複数物
1 未調査	1: A large, irregularly shaped stone. 2: A smaller, more rounded stone.	3: A small, thin stone.		
2 刃器	4: A long, narrow blade. 5: A small, triangular blade. 6: A small, irregular piece. 7: A long, narrow blade. 8: A small, irregular piece. 9: A small, irregular piece. 10: A long, narrow blade. 11: A long, narrow blade. 12: A long, narrow blade. 13: A long, narrow blade. 14: A long, narrow blade. 15: A long, narrow blade. 16: A long, narrow blade. 17: A long, narrow blade. 18: A long, narrow blade. 19: A long, narrow blade. 20: A long, narrow blade. 21: A long, narrow blade. 22: A long, narrow blade.			
3a 穴打 <small>（音）</small> ・粗面研磨 <small>（音）</small> a	23: A long, narrow blade. 24: A small, irregular piece. 25: A long, narrow blade. 26: A small, irregular piece. 27: A small, irregular piece.			
3b 同b			28: A small, irregular piece.	
4 穴孔			29: A small, irregular piece.	
5 同c		30: A small, irregular piece.	31: A small, irregular piece.	32: A small, irregular piece.
6 光沢研磨			0 to 5cm scale bar.	

第7図 前原遺跡出土主要遺物の配列

	途上品・終了品	保留品	破損品	廃棄物
1 未調整				
2 剥離	<p>1 30-48 2 31-3 SHB 3 30-4 4 31-3 SHB 5 30-9 SHB 6 31-26 SHB 7 30-1 SHB</p>	<p>8 31-4 SHB 9 31-1 SHB 10 30-2 SHB 11 31-10 SHB 12 31-2 SHB</p>		<p>11 31-10 SHB 12 31-2 SHB 13 30-5 SHB 14 46-3 SHB</p>
3a 敲打・粗目研磨a		<p>15 31-6 SHB 16 31-5 SHB</p>		
3b 同b		<p>17 31-10 SHB 18 31-11 SHB 19 46-17 SHB 20 31-2 SHB</p>		
4 穿孔				
5 同c				
6 光沢研磨		<p>0 5cm</p>		<p>21 30-48 22 46-3 SHB</p>

第8図 反町遺跡出土主要遺物の配列

は、取り扱いを容易にするために材料を板状にする必要があり、そのために施されたものであるが、背面の調整は、勾玉背面の曲線を作り出す工程を含んでいるため、研磨を多用して、理想的な曲線を作り出す必要があったものであろう。

また、背面についてもバーカッショマークが残る事から、形態を作り出す調整は研磨だけではなく、敲打と研磨を組み合わせていると推定された。ただし、穿孔が見られる資料においても表裏面と背面の接続部分が面取りされていない事から、面取りは穿孔後に行われたと推定される。

反町遺跡例は、穿孔前に錐の当たりを付けるための、敲打中の破損であると考えられる。

4-6 5：敲打・粗目研磨 C (勾玉整形)

(第7図30、32)

前原遺跡では、破片が三点見られた。面取り整形が見られた。反町遺跡では検出できなかった。

4-7 6：光沢研磨

出土遺物には光沢研磨は見られなかった。水晶製品には、伝統的に粗目研磨での仕上げが行われる場合があるが、勾玉については完全ではないにせよ光沢研磨が行われている可能性が高い。

4-8 その他 (第8図21、22)

小型の剥片で稜線に研磨を受けたものが見られる。砥石の調整などに使用された剥片であろう。

5 接合資料

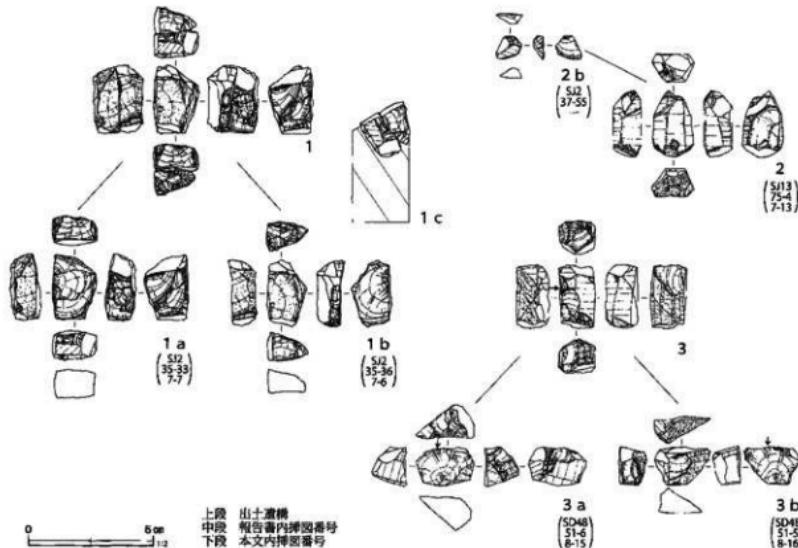
今回の検討により、前原遺跡では2例、反町遺跡では1例の接合が新たに認められた。

第9図1は前原遺跡第7図6、7の接合である。立方体の形状を呈し、下面に結晶面の一部が残り、表面と左側面は自然面である。結晶面と自然面との関連性から推定した1cからすると、素材は太さが3cm以上の大型結晶で、斜め方向に分割して1の素材を作り出していると考えられる。分割された2点については、分割後に剥離によってD字形とした剥離の終了品となっている。分割は腹部に

なる左側面側から行われ、ほぼ中央に複数の打点が残っている。1aは剥離した側で、分割面は膨らみをもっている。中央には剥離された痕跡が残るが、剥離加工したものか、分割時のものかは判別できなかった。1bは剥離された側で、分割面は凹んでいる。1aは分割面を表面に、1bは分割面を裏面に使用している。これは頭部とする上面を広くするためと考えられる。1bは1aと比較すると上面から背面、下面にかけての剥離が細かく加えられているが、1bの厚さが薄いため、小ぶりに加工したものと考えられる。やや厚手の1aについては、この状態でD字形の剥離作業が終了したと考えられる。1a、1bともに、ほぼ平坦な面については、ほとんど剥離は加えられていない。稜線部分には敲打の痕跡があり、剥離のため銛利となった稜線を潰している。

2は前原遺跡第7図13と報文第37図55の接合である。小ぶりの単結晶を側面から剥離し、平坦面を作り出し、D字形の裏面としている。次に腹部側の直線部分を作り出すため先端部から剥離を加え、斜め方向に削れている。基部は自然面である。また表面に残る結晶面の稜線はいずれも潰れている。中央部分の結晶面のみ白濁しており、他は透明となっている。研磨の可能性が考えられる。2bは割れた先端部の剥片で、一側縁は研磨されている。砥石の調整などに使用されたものであろう。

3は反町遺跡第8図15と16の接合である。表面と右側面、左側面の一部に結晶面が残存する。裏面と上下面是自然面が残っている。小型の結晶で上下面に剥離を加えて平坦面とし、平坦な裏面はそのまま使用し、それにほぼ直交する平坦に近い左側面部分を腹部としている。D字形を作出するため、結晶部分の稜線を剥離して平坦にする加工時に割れて、廃棄されたと考えられる。剥離は矢印方向から加えられるが、台石側からの作用で内部から割れ、剥離が打点と逆向きになっている。3a、3bはそれぞれ石核と剥片として示した。



第9図 遺物の接合図

6 出土状態

前原遺跡と反町遺跡での、水晶製遺物の出土状況を検討した。

6-1 前原遺跡の出土状況

前原遺跡の第2号住居跡からは、水晶製遺物が集中的に出土している。また、緑色凝灰岩管玉の関連遺物や赤橙色メノウ破片も共伴している。

剥片類を除いた主要な遺物は床面直上といえる出土状態であり、平面的には、間仕切り溝の内側とその周辺を中心として、床面積の1/4前後の範囲内に集中的に分布している。特筆されるのは、報文中で「勾玉未製品集中」として扱われているものである。15点が出土し、14点が水晶、1点がメノウであった。調査時の所見から判断して、床面直下の浅いピットの中に、二段に分かれて水晶材料が埋納されていたものと考えられる。

ここでは、この「勾玉未製品集中」について、

住居跡床面直下の埋納と考え、第2号住居跡床面直下第1号埋納遺構（略称：第1号埋納構造、略号：SJ2-SX1）とする。

第1号埋納遺構の特徴を以下に示す。

- ①剥離工程の途上品、終了品合計10点中、9点が検出された（第7図4～12）。
- ②剥離工程の保留品合計6点中、2点が検出された（第7図18、19）。
- ③剥離工程の破損品と判断した1点が検出された（第7図20）。内部に亀裂が見られるものである。
- ④敲打・粗目研磨a工程の途上品、終了品合計4点中2点（第7図24、26）が検出された。
- ⑤メノウの破片が1点検出された。
- ⑥緑色凝灰岩は全く検出されなかった。

剥離工程を終了し、次の敲打・粗目研磨工程の

実施をまっている水晶材料のほぼ全てが第1号埋納遺構に納められており、製作者は、ここから水晶材料を取り出して、次の工程を実施したと考えられる。この中に含まれていた剥離工程の破損品と判断したものは、傷や大きさに問題があると考えたが、埋納遺構内から検出された以上、破損品ではなく、製作者の許容範囲内、つまり剥離工程の途上品や終了品であった可能性が高い。

敲打・粗目研磨工程aの半数が含まれていた点については、工内で作業中のものが埋納されていた事となり、一旦、作業を休止して埋納したか、あるいは日々の作業の終了時点で埋納していたものであろう。埋納方法の簡便さから、ここでは後者であると判断した。また第1号埋納遺構は、床面上の敷物（枯草等）を剥がすとすぐに取り出せる深さにすることから、作業後の夜間には第1号

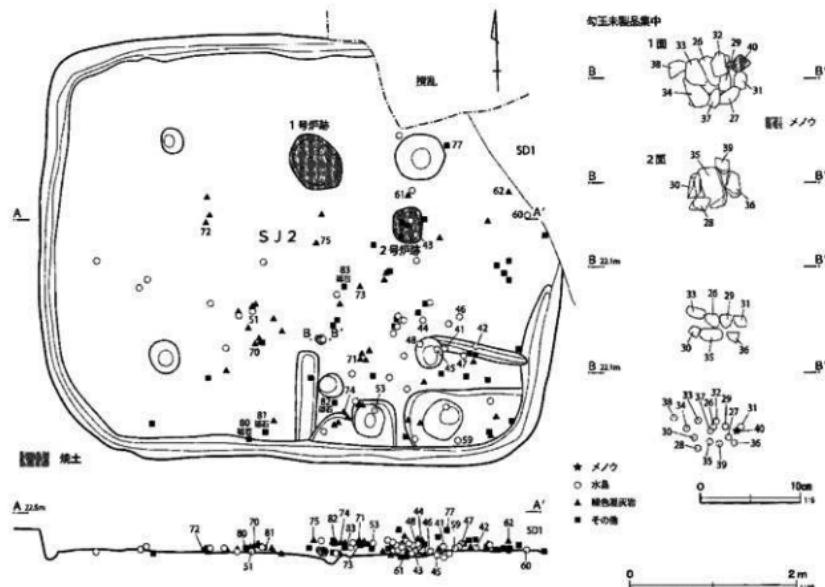
埋納遺構に関連遺物を埋納していたと想定したい。

第1号埋納遺構から緑色凝灰岩が全く検出されなかった事から、結果として緑色凝灰岩製管玉と水晶製勾玉の製作場所は同じだが、時間差、あるいは別の製作者によったと考えられる。

なお、炉跡が二箇所検出された事は、本住居跡が、後述する廐屋利用の製作場所であった可能性を示している。2号炉跡が本来の住居跡に伴うものであり、廐屋が製作場所として再利用された際に、位置的に勾玉製作の作業に支障を来すため、新たに1号炉跡が作られたと想定したい。

メノウ製勾玉については、この場所で製作が行われた可能性はあるものの詳細は不明である。仮に製作が行われていたとしても極めて少ない量の製作に止まっていたと考えられる。

前原遺跡ではSJ2が製作場所であり、SJ4などが



第10図 前原遺跡の出土状況

廃棄場所であると考えられる。

6-2 反町遺跡の出土状況

反町遺跡では、第48号住居跡から水晶製造物が集中的に出土している。また、緑色凝灰岩製管玉の関連遺物や赤橙色メノウ破片も共伴している。

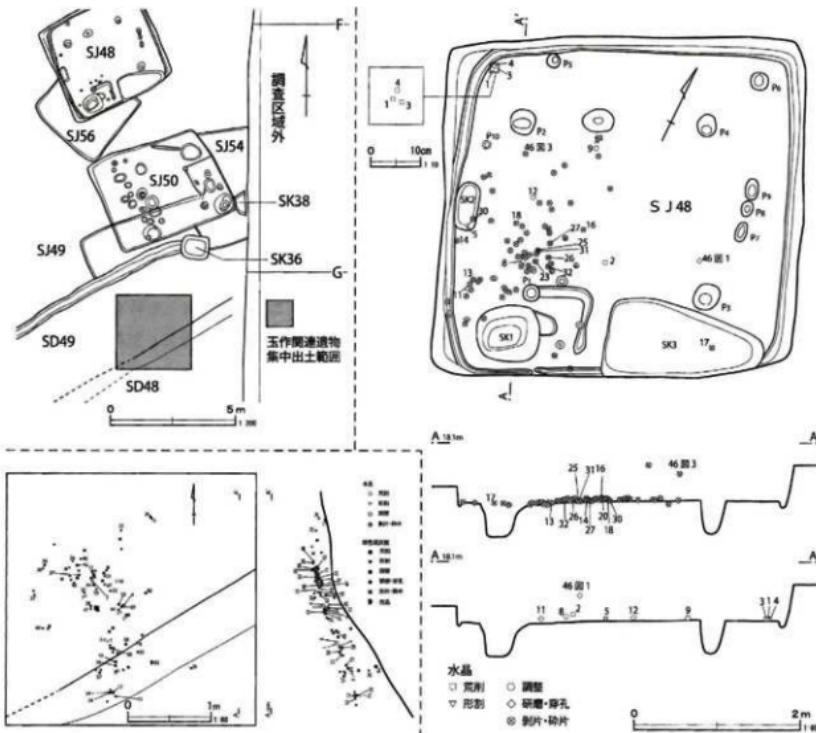
前原遺跡と同様に主要な遺物は床面直上にあり、平面的には間仕切り溝を中心として、床面積の1/4前後の範囲内に集中的に分布していた。北西コーナー付近の床面上に3点（第8図2、3、7）の遺物がまとめておかれていた事が特筆される。

このまとめを第48号住居跡第1号遺物集中

（略称：第1号遺物集中、略号：SJ48-SX1）とする。第1号遺物集中からは、剥離工程の途上品、終了品合計7点中3点が検出された。埋められた痕跡は見られず数量も少ない事から、剥離工程の途上品（第8図2、3）、終了品（第8図7）を敷物の隙間に隠したものであろう。また、破損品なども床面直上から検出されている。

なお、隣接するSD48から途上品、終了品、破損品、廃棄物などが大量に投棄されたような状況で検出されている。

反町遺跡では、SJ48が製作場所であり、SD48などが廃棄場所であると考えられる。



第11図 反町遺跡の出土状況

7 製作者と原料

水晶製勾玉について、前章までに前原遺跡、反町遺跡の遺物、遺構、そして両者の関係（出土状態）について説明した。ここでは、両遺跡で見られる幾つかの特質について検討する。

重要な点を以下に示す。

- ①両遺跡とも玉類の製作が忽然と出現し、少量を製作し、比較的短期間で消滅している。
- ②原料は特徴的ないわゆる「草入り水晶」で、産地は遠隔地の山梨県竹森と推定される。
- ③必ずしも使用に適さない材料も運び込まれている。
- ④出土遺物には使用できない廃棄物のみならず、途上品や終了品が多数含まれている。
- ⑤検出された途上品や終了品は、特定の工程に片寄っている。
- ⑥全ての出土品を合わせても、一人か二人で運べる程度の原料しか使用されていない。

7-1 強制力による製作の開始と終焉

まず初めに①の開始、終了、製作期間について見てみると、両遺跡とも水晶製勾玉の製作が連續と行われているわけではなく、正直遺跡を除いては周辺に玉類の製作に関連した遺跡はない。四世紀中葉から後葉の当該地域では、在地に玉類製作者は存在していないにもかかわらず、高度な技術と技能を必要とする玉類の製作跡が見られるという事は、両遺跡での勾玉の製作は何らかの強制力によって技術者の移動と共に開始され、再び何らかの強制力によって技術者の移動と共に終結させられたと考えなくてはならない。

製作物である水晶製勾玉の需要を考慮するならば、この強制力の実態は地域の首長と考えられる。

7-2 地域を越えた影響力の闘争

しかしながら両遺跡での水晶製勾玉の製作は、一定の技能、技術をもった製作者と、一定の強制力をもつた地域の首長との関係のみによって成立するものではない。なぜならば既述のように地域

の首長の影響力が及ぶ範囲に玉類の製作者が予め存在しておらず、②のように原料も産出しないからである。したがって、地域の首長が水晶製勾玉の製作を実施するためには、製作者と原料の両者の調達が必要であって、地域を越えた極めて広域的な影響力に頼らざるを得ない。

この地域を越えた極めて広域的な影響力の実態は、ヤマト政権であったと考えられる。

7-3 水晶の採取者と勾玉の製作者の分断

更に、推定される水晶の産地が山梨県であるにも関わらず③で指摘したように、勾玉製作には不適当な原料や、不要な部位が持ち込まれている事から、水晶製勾玉の製作者は自立的に原材料を入手しているのではなく、与えられた原材料を用いて製作を行っていたと考えられる。原料の採取者が勾玉の製作工程を熟知していれば、不適当な材料は持ち込まないであろうし、勾玉の製作者が自ら原料の採取者を兼ねていれば、勾玉製作工程の冒頭段階は水晶の産地で済ませて、嚴選された剥片類のみを効率的に遺跡に持ち込むであろう。

まとめると、以下となる。

1. 地域の首長はヤマト政権に要請して、水晶製勾玉の製作者と原料を招来した。
2. 水晶製勾玉の製作者と原料の水晶は、ヤマト政権の指示を受けて、別々に当該地域にもたらされた。
3. 地域の首長は、製作者に原料を与え、数量や大きさを指示して製作にあたらせた。
4. 水晶製勾玉が既定の数量に達した後、製作者は速やかに当該地域を離れた。
5. 既定の数量はさほど多いものではなく、比較的短期間の製作で終了した。

つまり前原遺跡、反町遺跡の注目すべき特質は、四世紀中葉から後葉という時代背景のもとで、ヤマト政権が地域の首長に対して、製品を供給するのではなく、敢えて少量の玉類を製作するための製作者を派遣し材料を供給したことにある。

8 製作過程

統いて、製作に関わる状況をより詳しく理解するため、更に具体的な工程の細部を検討する。

8-1 遺跡に残された製作工程中の遺物

前原遺跡では、剥離工程の途上品、終了品が10点、敲打・粗目研磨a工程の途上品が4点検出されている。その反面、敲打・粗目研磨b工程以降では、途上品、終了品とも検出されていない。

第7章④に示したように、出土遺物には未製品が多数含まれているが、製作場所の跡地から未製品が豊富に検出される事は奇異である。既に多くの労働力がつぎ込まれた未製品は製作者にとって一定の価値を持っており、廃棄または放棄される理由の説明が必要である。

出土遺物の量から見て、前原遺跡では一回起的な水晶製勾玉の製作が行われていたと考えられるが、遺跡内からある工程の途上品や終了品が多数検出されるという事について、以下のような状況が想定できる。

1. 製作者は作業の段取り上の必要性から、共同作業としてほぼ全ての原料に対して剥離を加え、短時間の内にD字形の材料を多数製作し、既定数+aを確保した。
2. 敲打・研磨以降の工程は、各製作者が個人的な作業として、一度に一つの材料を確保し、後半の工程を連続的に実施し、一点ずつ仕上げていった。
3. 製作物が既定数に達した時点で、作業は

中止させられ、製作者が持参した道具のみ携行が許され、原料、材料、途上品、終了品など全ては持ち出しを禁止され、強制的に異動させられた。

このように考えるならば、第7章⑤で指摘した出土遺物に見られる特定工程への偏りについても、・剥離段階のものが多量に出土する

→ 共同作業で一気に剥離工程を実施し、必要な材料数を確保し、貯蔵する。

・敲打・研磨工程のものが少数出土する

→ 個人の作業で一人が一個体ずつ仕上げている最中のもの

といったように合理的に解釈可能である。なお、敲打・粗目研磨a工程以降が個人的な作業の工程であるとするならば、製作者が一つの水晶材料を敲打・研磨し始めると、これが終わらないうちに、もう一つ別の水晶材料を取り出して敲打・研磨を行い、二つとも半端な進捗状態のままで済ませているとは考えがたい。つまり強制的に工程途上で終了させられているならば、工程途上品の数量が製作人人数の下限を表していると考えられる。

前原遺跡の場合、共同作業で当初に製作されたD字形の材料の残りが10点、敲打・研磨工程以降の工程で製作途上のものが4点という数量が、ある瞬間の工程内に存在する遺物の組成であって、製作者の人数は最低四名と見る事ができる。

一方、反町遺跡も出土遺物の総量から判断して

一回起的な勾玉の生産であり、D字形の材料の残

りが7点、敲打・

研磨工程以降の工
程で製作途上のも
のが0点となる。

工程途上のもの
が0点という事に
ついては、個人的
な作業が0人では
なく、第8図17、

	前原遺跡		
	途上	完了	破損
0:未調整の原料			
1:剥離のD字形	10点		
2a:敲打・粗目研磨(D字)	4点		
2b:敲打・粗目研磨(C字)			
3:穿孔		1点	
4:敲打・粗目研磨(面取り)		2点	
5:光沢研磨			

前原遺跡	
途上	完了
7点	1点
	2点
	2点
	1点

↓全般的な作業
↑個人的な作業
↑高いリスク

第12図 前原遺跡と反町遺跡の検出状況

18に示した、敲打・粗目研磨 b 工程の破損品がそれに相当していると考えた。そうした場合、想定できる製作者数は最低二名である。第8図17、18は両者とも製作跡であるSJ48から出土し、強い一撃で破損している。これらは既に抉り込みが見られ勾玉の形態をしており、そのまま廃棄すると第三者に転用される可能性があるために、故意に破壊したものであろう。

ただし、この仮定には一つの大きな問題がある。それは、予め製作されるべき勾玉の数量が示されているならば、残りの製作数量が工程途上の着手済みの材料数と一致した時点で、新たにそれ以上の製作に着手しなくなるはずであり、遺跡から未製品が出土する事と矛盾するという点である。実際に遺跡から途上品が検出されるという事は、既定数は既知であり、かつ完了数も既知であるにもかかわらず、製品数が未知であると言う事になる。

つまり、完了品が工程から離れて製品として認知されるまでに一定の時間差が存在し、かつ、完了品の全てが製品として認知される事はないといふ事態を想定しなければならない。

この前提の導入はかなり強引ではあるが、遺跡の状況を最も合理的に説明できる。

ちなみに、後半の工程の途上品が多く出土する遺跡もある。それらは、複数の製作機会が累積した遺跡であるか、後半の工程も分業化された結果集積品が存在する状況にあったと考えられる。

8-2 未製品が持ち出せない理由

未製品を持ち出して他所の需要に応える事に対しては、それを阻む強制力が強く作用していると見なければならない。未製品の流用が許容されれば、各地点で供給された原料をその地点で最大限活用せず、他所で流用する可能性が生じる。流用は、勾玉製作の原料に関して、特定の首長に対して特定のものを提供するという、ヤマト政権の意図を逸脱する行為となるので、当然の事として禁止されているのであろう。

9 原料と製作場所

次に原料と製作場所について検討する。

9-1 原料水晶は晶洞の採掘か採取か

水晶は、本来的には晶洞中から産出するが、地表面に露出した晶洞中の水晶は、旧石器から縄文時代にかけてほとんど資源として利用しにくされているであろう。したがって、新たに晶洞を見つけるためには石英に富んだ堅い岩石を破碎する必要がある。そして晶洞中の水晶を割り取って採取すれば、確実に基部に新しい割れ口が生じる。

出土遺物の中に結晶基部に新たな剥離面を持たない水晶が存在しているので、少なくとも原料の一部は、堆積物中に埋まっている。

ここでは、二次的な要因で土砂の中に埋没した水晶を地表面で採取すると共に、一部を掘り出して利用したと考えておきたい。

9-2 勾玉の製作は集落の中か廃屋か

勾玉製作時の集落景観について考えると、以下の三つの可能性がある。

1. 集落が営まれ、集落の中の製作場所で勾玉の製作が行われた。
2. 集落が営まれ、集落の中の廃屋を製作場所に転用し、勾玉の製作が行われた。
3. 廃絶した集落の中で、ある程度密かに勾玉製作が行われた。

四世紀代の関東地方では、勾玉は世俗的な生活とは対極的な位置にあり、日常生活の世俗的な環境の中で、勾玉の製作が行われているとは考え難い。また、わずかなひび割れがあっても破損や廃棄につながるような精密な工程について、わざわざ暗い家屋の中で炉の明かりに頼って行う必要もない。製作者たちは廃村に導き入れられ、廃屋を利用して壁がない柱と屋根だけの家屋の中で、自然光のもと、製作を行っていたと考えた方が合理的である。調査時に、床面に剥片が多数刺さっていた状況を考えると、住居跡の床面上（の敷物の上）で製作が行われていた事は間違いないが、そ

れは廐屋を利用した壁無しの仮小屋であろう。製作跡に残されていた土器よりも、剥片類が廐棄された埋没途上の住居跡から検出された土器の方が相対的に新しいという反町遺跡の事例や、前原遺跡の第2号住居跡に二つの炉が存在している点とも整合的である。

9-3 製作場所は居住兼用か製作専用か

製作跡内の遺物の分布を見ると、間仕切り溝で区切られた周辺から最も多く検出され、それ以外の場所では、ほとんど見られない。このような遺物の分布を合理的に説明するために、製作跡の間取りについて二つの考え方方が可能である。

①製作場所住居兼用

製作場所と住居は兼用されていた。遺物が比較的多く分布する間仕切り溝周辺が製作のための空間であり、遺物の分布がほとんど見られない、炉の周辺や間仕切り溝の反対側が居住のための空間である。

②製作場所専用

製作場所と住居は分離されていた。多くの廐棄物が出る工程は製作工程の前半に集中し、比較的短時間で経過する。反面、製作工程の後半である穿孔、光沢研磨は多くの時間を費やすが、目に見える大きさの廐棄物はほとんど生じない。つまり、製作場所内は具体的な作業毎に利用される空間が規定されており、この工程別空間分割が、遺物量の多寡を規定している。

ここで未製品のあり方を見てみると、前原遺跡では床面上に小さな穴を掘り十余点を埋納し、反町遺跡でも床面上の敷物の隙間に三点をまとめて隠していたと考えられる。このような簡便な隠匿方法は、製作者がごく短期のあいだ製作場所を離れる事を示していると考えて良いであろう。つまり、検出された製作跡は製作場所専用であって、製作者自身はさほど遠くない別の場所に寝泊まりしているとする事ができる。

10 小結

以上の検討事項について、まとめと考察を示す。

10-1 水晶製勾玉の製作工程

水晶製勾玉の製作工程について、遺物に残された痕跡を中心として、以下のように想定した。

なお、反町遺跡に関する協会発表、および前原遺跡、反町遺跡の二つの報文で示した工程内容は、以下の内容を以て訂正する。

1：未調整

水晶を探索し、採取して当該遺跡まで運搬、搬入する。

2：剥離

細い結晶の場合には一側面を剥離、やや細い結晶の場合には両側面を剥離、太い結晶では、結晶面や比較的平坦な自然面を生かした石取りをして、それぞれ略D字形で略板状の水晶材料を製作する。既に頭部が厚く尾部が薄い傾向が見られる。

3a：敲打・粗目研磨 a

表裏面の全面と、腹背面の多くの部分について、敲打と研磨を加え、板状D字形にする。

3b：敲打・粗目研磨 b

板状D字形の水晶材料の腹の部分に敲打と研磨を加え、板状C字形にする。後半には専ら内磨き砥石を使用する。

4：穿孔

板状C字形の水晶材料の頭の部分に敲打によってわずかな窪みを付け、そこを手掛かりにして、片面から穿孔を行う。

5：敲打・粗目研磨 c

穿孔をもった板状C字形の水晶材料に対して、敲打・研磨を加えて面取りをしながら、完成品と同形の勾玉形にする。

6：光沢研磨

完成品と同形の勾玉形をした水晶材料について、表面を研磨し光沢を与える。

10-2 水晶製勾玉の製作過程

- 水晶製勾玉の製作過程を以下のように想定した。
- ・地域の首長がヤマト政権に依頼して、製作者と材料（山梨産）を招來した。
 - ・ヤマト政権は、製作者を地域に派遣し、製作者以外の者に水晶の探索、採取、運搬を行わせた。
 - ・地域の首長は、製作者に対して材料を与え、製品の必要数量を指示して製作にあらせた。
 - ・製作者は、庵屋に導き入れられ、そこを作業小屋に転用し、屋根はあるが壁がない状況で、自然光の下、床面を空間分割して作業にあたった。
 - ・搬入された水晶は、勾玉の製作可能数量を明らかにするために、製作者の共同作業で直ちに剥離され、略D字形態の板状にされた。
 - ・略D字形態板状の水晶材料は、作業場所の床付近の浅い穴や敷物の間に貯蔵され、適宜取り出して製作に供された。
 - ・製作者は、夜間には途上品や終了品を板状の水晶材料と一緒に浅い穴や敷物の隙間に隠し、作業場所に比較的近いところで寝起きしていた。
 - ・製作者は、略D字状の材料を貯蔵場所から適宜取り出し、一人が一個体ずつ完成まで一貫して製作を行った。
 - ・製品の数が既定数に達すると、工程途上品は廃棄あるいは破損後に廃棄され、製作者は直ちに異動させられた。

10-3 水晶製勾玉と管玉の関係

前原遺跡、反町遺跡での水晶製未製品の一括出土には、緑色凝灰岩製の管玉未製品は混ざっていない。この事から、勾玉と管玉の製作者は別であったと考えられる。ここでは暫定的に、北陸から緑色凝灰岩を使用する管玉製作者が、山陰から水晶を使用する勾玉製作者が、それぞれヤマト政権の指示によって派遣されていたと想定したい。

更に、遺跡の立地条件が緑色凝灰岩の産地に近い事から、管玉の製作が先行し、やや遅れて勾玉の製作が開始されたと考えて良いであろう。

10-4 水晶製勾玉の系譜

- 水晶製勾玉の系譜を以下のように想定した。
- ・発掘調査された水晶製勾玉の製作跡の中で、前原遺跡、反町遺跡は最も古く位置づけられる。
 - ・同様の時期に、出雲で水晶製勾玉が製作されていた明確かつ確実な調査例はない。
 - ・現在の所、最古の水晶製玉類の製作跡は、京都府奈具岡遺跡である。
 - ・水晶製玉類に共通する製作時の特徴は、敲打・研磨であり、既存の水晶製玉類の製作者が、当該期に各地に派遣されて水晶製勾玉を作り始めた可能性が高い。

10-5 時代背景と遺跡の意味

関東地方の庄内式併行期は、いわゆる前野町期であり、出土する土器は未だ弥生時代的である。しかし、これに続く布留式併行期の前半は五領期であり、五領期の土器は古墳時代的であって、該期には生産、祭祀、統治の諸側面について、弥生時代的な方から古墳時代的な方への急激な変化が生じたものと思われる。

前原遺跡、反町遺跡での勾玉の製作は五領期の後半（およそ四世紀中葉から後葉にかけて）に位置づけられ、製作者（系譜的には丹後半島から出雲地域の可能性）についても原材料（山梨県竹森）に関しても、地域の首長が自前でまかぬ事ができないものである。つまり、両遺跡の存在は地域で完結するのではなく、時代背景を考慮すればヤマト政権との関係として捉えなければならない。製作者が比較的自由に往来していたとする考え方については、8-1で示したように、未製品の遺存が説明できないため成立しない。

初期ヤマト政権は首長連合であり、遠方の地域を間接的に支配するために、適切に掌握できる地域の首長の存在が必要であった。そして最終的には自己と地域の首長との関係を、支配と従属の関係にまで発展させる必要があった。一方、地域の首長にとっては、著しい変化の中で自らの立場の

安定と領域の保全を行うために、より上位の権力による認証が必要であった。四世紀中葉から後葉に、関東地方で玉類が一回り的に製作されていたという事実は、ヤマト政権と地域の首長の相互利益が維持されつつ、両者の関係が首長連合から支配と従属の方向に巧みに変化させられてゆくという時代背景の中で、理解する必要がある。

弥生時代後期から古墳時代前期にかけて、関東地方の集落においても鉄製工具の導入によって、木材の伐採と加工が効率的に進められるようになった。木製農耕具の効率的な生産は、農耕の飛躍的な進展を保障し、大規模な土木工事をも可能とした。その反面、気象条件による作物の壊滅的な打撃、耕地の占有権益を保全するための隣接村落との利害調整など、前代とは異なる様々な要件も出現した。そしてその結果として、自然を制御するための祭祀、近隣との利害を調整するための広域的な権力などが必要となった。このような状況の中で、地域の首長はヤマト政権が主導する古墳時代的な祭式を受容し、玉類の入手が必要となつたのであろう。

今回の検討結果からは、ヤマト政権側では地域の首長が必要としている玉類について、実物を供給するのではなく敢えて玉類の製作者を供給し、自らの手で自ら必要とする祭具を作らせていると結論できた。それは、該期の東国にあってはヤマト政権と地域の首長との関係が、未だ完全な支配・従属関係ではなく、連合的な意味合いを持っていることに起因する。製作者と原材料の供給を受ける地域の首長は、ヤマト政権にほぼ全面的に依拠しつつも、自らの手で祭具を作り出し、自ら使用すると共に配下のものに与えることによって自らの権威を高め、地域に於ける支配力をより一層強める事ができる。このことは、地域の首長を通じてしか東国を支配し得ない四世紀中葉から後葉段階でのヤマト政権と、急激な変化の中で広く支持を得なければ自己の立場が成立し得ない地域

の首長にとって、共通の利益となつたのであろう。ここで注目すべき事として、該期にしばしば見られる小規模な鉄製品の製作跡の存在をあげておきたい。玉類製作跡と共に伴する場合には、玉類の製作に必要な鉄製工具の製作あるいは修繕、副葬品の製作と言った考え方も見られるが、ここでは、別の見方をしたい。

該期には依然として木製農具が主体を占めていたが、消耗の激しい木製農具を効率的に製作するためには伐採のための鉄製斧と加工のための鉄製工具が必須であり、既存の鉄製品の打ち直しと、新しい鉄製品の供給は、生産を維持発展させるための生命線である。この鉄製品の打ち直しと新規供給についても、ヤマト政権は大陸からの鉄地金の供給を掌握しており、玉類と同様にヤマト政権が全面的に支援して、地域の首長に製作または修繕を実施させたと考えられる。前後時期での断絶性や、原材料の入手困難性に注目すれば、新しい技術の伝播や導入と考えるべきではなく、極めて政治的、意図的な事象として理解すべきである。

四世紀中葉から五世紀は、ヤマト政権が生産用具である鉄と祭祀用具である玉によって、物心の両側面から地方に於ける支配を急速に確立していく時期に当たる。四世紀中葉段階では、原材料と製作者を地域の首長のもとに派遣して地域の首長のもとで製作を行わせ、首長が地域を完全に掌握できるよう便宜を図ったものである。これが十分に達成されて以降の五世紀段階では、ヤマト政権の管理下での製作に切り替え、製品供給を反復して行う事で、ヤマト政権への依存を実感させ、全面的な従属を完成させていったものであろう。

このように考えると、該期の関東地方に見られる玉類の製作跡や鉄製品の製作跡は、四世紀後葉に特徴的なヤマト政権と地域の首長の過渡的な関係の產物に他ならず、その具体例が前原遺跡や反町遺跡から見出されたと評価できる。このような構造は、「鉄と玉による支配」と表現できよう。

10-6 「玉つくりの自立性」について

ここまで、関東地方に見られる四世紀代の玉類製作は、極めて従属的である事を示した。

列島規模の玉類製作体制については、河村が詳細に議論しているが、その捉え方は比較的自立的である。ここでは河村の一連の研究の集大成である『倭の玉器』(河村2010)で述べられている事項に関して二、三の議論を示す。

同書の中には、古墳時代前期の関東地方の玉類製作遺跡に関して以下の記載が見られる。

茨城県土浦市の鳥山遺跡と八幡脇遺跡について、「出雲の玉つくりが丸ごと伝播したのではなく、瑪瑙勾玉製作のみ飛んで伝わり、またこれが当地の玉つくりの他の様相に変化をもたらすものではなかった。遺跡周辺に瑪瑙产地があることから推して、当地の集団が出雲の瑪瑙勾玉に習い、その活用を図ったのであろう。」とし、さらに、「土浦市鳥山遺跡・八幡脇遺跡の片面穿孔瑪瑙勾玉は、古墳時代移行後の出雲玉つくりの組成の一部が技術とともに遠隔地に伝播した事例であった。これらは、出雲の玉つくりと倭各地の地域集団との自立的な関係を反映するものであろう。」としている。また「少なくとも古墳時代に移行した途端に、倭政権が玉つくり工人を統治機関に組み込み、製作活動を管理統制するものに変わったといったものではない。弥生後期末における北部九州との地域間連携、古墳時代移行後の遠隔地への技術伝播をみても、出雲玉つくりの自立性を否定することはできない。ここに認める現象は、必要とされる器物製作をもって倭国における役割を自覚し地位向上を図ろうとする側と、一方において、製作活動を保障し、製品の共有化、普遍化を図ろうとする個別の機能との結びつきであった。」としている。

しかし既に述べたように、水晶製勾玉の分析からは、やや異なる結論が導き出された。鳥山遺跡や八幡脇遺跡についても、原材料の瑪瑙は玉川産と考えられ、遺跡からは60km程度離れている。

また、製作された勾玉の工程毎の組成についても、例えば鳥山遺跡では第13回に示したように、その実態は前原遺跡や反町遺跡と本質的な違いではなく、一回起的な製作跡である。四世紀中葉から後葉にかけての玉類製作者が自立的であるとするならば、一回起的な製作跡とそこに残された未製品について合理的に説明することが困難である。

関東地方の古墳時代前期中葉から後半にかけての玉類製作は、在地の集団の存在を前提とするものではない。ヤマト政権によって制御されている玉類の製作者が短期的に派遣されたと考えざるを得ないものである。ヤマト政権による東国支配進展のある段階で、必然的、過渡的、戦略的にもたらされた事象であると解釈できる。

また北陸の玉類製作者についても、「古墳時代への移行とともに、北陸西部に玉つくり集団が成立する」とし「北陸西部の玉つくり集団は、経済的および政治的要因に基づいて二次的に編成された集団をなし、その成立と維持は倭政権との関係を抜きにできないものとなる」と位置づけながらも、「倭政権の機関が、律令の国を越えて分布をみせる玉つくり集団を一元的管理と統制下に組み込んでいたとは考えがたい」として、「玉つくり集団」の一定の自立性を主張している。

しかし、「古墳時代に移行するとともに、玉の製作地で玉類が多量に副葬されるといった現象は姿を消す」とことと北陸西部の「碧玉製品の副葬状況は、俯瞰してみると、中心を離れ周縁にかかる地域の様相ということができる」ことから、玉類の製作が自己の集団のためになく、他者のためのものである事を明らかにしている以上、ヤマト政権の統制下にあったと考えたほうが自然である。

古墳時代前期の動向として指摘されている、北陸での自給的でない碧玉製品の製作、出雲での各種石材を使った勾玉の製作、そして両地域の相互補完的な関係、これこそが玉類の製作者がヤマト政権の支配に組み込まれた結果にほかならない。

	途上品・終了品	保留品	破損品	廃棄物
1 未調整	<p>252-86 A-57 1 252-88 A-57 2 252-96 A-57 3 252-97 A-57 4 252-94 A-57 5</p>	<p>244-90 A-18 6 252-89 A-57 8 244-90 A-18 9 242-8 A-10 7 252-95 A-57 10 242-9 A-10 11 242-14 A-29 12 247-5 A-29 13</p>	<p>252-93 A-57 14 246-21 A-34 19 246-14 A-34 20 242-10 A-10 21 247-7 A-29 22 242-6 A-29 23 248-13 A-34 24 252-90 A-57 25 242-11 A-10 26 247-8 A-29 27 248-20 A-34 28 252-92 A-57 29 247-3 A-29 30 252-102 A-57 31 248-15 A-34 32</p>	<p>252-101 A-57 34 252-98 A-57 33 252-97 A-57 35 244-88 A-18 36 242-12 A-10 41 244-91 A-18 42 244-10 A-10 43 248-19 A-34 37 248-19 A-34 38</p>
2 測離				
3a 敲打・粗目研磨 a				
3b 同 b	<p>252-100 A-57 39 252-99 A-57 40</p>		<p>242-12 A-10 41</p>	
4 穿孔			<p>244-91 A-18 42</p>	<p>248-22 A-34 43 244-10 A-10 44</p>
5 同 c				
6 光沢研磨				

第13図 島山遺跡出土主要遺物の配列

10-7 まとめにかえて

前原遺跡、反町遺跡から検出された玉類の製作跡は、ヤマト政権によって制御されている玉類の製作者が短期的に派遣されて製作にあたった痕跡である。玉類の実物を与えるのではなく製作者を派遣することは、ヤマト政権による東国支配進展のある段階で必然的、戦略的にもたらされた事象であって、生産力を規定する鉄製品の供給と修繕の為の技術者の派遣と同様に、過渡的なものであ

る。四世紀から五世紀にかけて、ヤマト政権による「鉄と玉による支配」が着実に進展すると実物が供給され、玉類の製作跡は見られなくなる。

今後の課題として、①出雲地域での四世紀前半から中葉にかけての玉類製作の実態、②各地で四世紀前半に一律にもたらされたと想定される、自立的な製作から他律的な製作への転換についての工程内組成による分析、③管玉での同様な分析、をあげておく。

引用参考文献

- 上野真由美他 2007 「埼玉県反町遺跡における玉作り（水晶等）の研究」『第73回総会研究発表要旨』 日本考古学会
上野真由美 2010 「3. 前原遺跡における玉作について」『前原/大沼』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第373集
上野真由美 2012 「4. 玉作りについて」『反町遺跡Ⅲ』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第393集
加賀市教育委員会 1963 「加賀片山津玉造遺跡の研究」加賀市教育委員会
河野一隆 1997 「奈具岡遺跡（第7・8次）」『京都府遺跡調査概報』76 京都府埋蔵文化財調査研究センター
河村好光 1976 「古墳時代成立期における玉生産の展開」『考古学研究』23-3
河村好光 1986 「玉生産の展開と流通」『岩波講座日本考古学』3
河村好光 2006 「倭国成立期における北陸西部の玉生産」『石川考古学研究会々誌』49
河村好光 2006 「倭国の展開と玉つくり集団」『玉文化』3 日本玉文化研究会
河村好光 2010 「倭の玉器 玉つくりと倭国の時代」青木書店
塙谷 修他 2010 「八幡脇遺跡」土浦市教育委員会
高橋進一 2002 「水晶製玉類の製作について」『環瀬戸内海の考古学』古代古備研究会
千葉県文化財センター 1992 「研究紀要」13
寺村光晴 1966 「古代玉作の研究」國學院大學考古学研究報告第三冊
寺村光晴 1980 「古代玉作形成史の研究」吉川弘文館
寺村光晴他 1988 「茨城県土浦市鳥山遺跡」土浦市教育委員会
寺村光晴編 2004 「日本玉作大観」吉川弘文館
米田克彦 1998 「出雲における古墳時代の玉生産」『島根考古学会誌』15
米田克彦他 1999 「島根県松江市大角山遺跡の再検討」『島根考古学会誌』16
米田克彦 2005 「出雲における古墳時代玉生産の展開と独自性」『玉文化』2 日本玉文化研究会
米田克彦 2013 「古墳時代玉文化研究の展望」『玉文化』10 日本玉文化研究会

謝辞

資料調査に際して、新潟県埋蔵文化財調査事業団、土橋由理子、山本肇、大橋泰夫、平岩俊哉、上高津貝塚ふるさと歴史の広場、比毛君男、黒澤春彦、十菱駿武、山梨水晶会議、宮川守、東松山市埋蔵文化財センター、宮島秀夫、江原昌俊、佐藤幸恵の方々のお世話になりました（敬称略、順不同）。

様々な論点について、河村好光、赤熊浩一、西井幸雄、大谷徹、福田聖の指導を受けた。

付記

この研究は、平成24年度研究助成「古墳時代前期の玉作の研究」によった。

研究紀要 第28号

2014

平成26年3月17日 印刷

平成26年3月20日 発行

発行 公益財團法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

〒369-0108 熊谷市船木台4丁目4番地1

<http://www.saimaibun.or.jp>

電話 0493-39-3955

印刷 巧和工芸印刷株式会社